

どなたでも
ご参加いた
だけます

学習会のご案内

開催趣旨

今年は「らい予防法」廃止30年、そしてハンセン病国賠訴訟勝訴から25年という節目の年です。また、1996年4月に私たちの教団が「ハンセン病に関わる真宗大谷派の謝罪声明」を出してから満30年となりました。この謝罪声明によって私たち教団人が問われたことは、それまでの私たちの「教え」が表向きは「慰問」や「救済」を装いながら、「差別」を見えなくし、「隔離」を受容させ、人権侵害に抗う心を麻痺させるようなものでしかなかったということでした。そしてこの謝罪を出発点として、「ハンセン病療養所の内側と外側が共に解放されていく歩みが始まらなくてはならない」と強く私たちに呼びかけています。

「らい予防法」廃止から30年を経た現在もハンセン病問題には多くの課題が残されていると言われています。学習会の講題である「菊池事件」再審問題もその代表的なものです。この問題について徳田靖之先生は「ハンセン病に関する国の責任を問う最後の課題と言ってもいいのではないか」と述べられています。つまり「菊池事件」再審の実現はハンセン病についての差別・偏見の解消ということに止まらず、国の権力構造の中にある差別・偏見や矛盾を見出し、全ての人権侵害の解消につながる歩みとなると思われます。

どなたでもご参加いただけます。今回の学びを通して、一人でも多くの方々が歩み始められることを期して開催いたします。

■ 日 時 2026年6月3日（水）14:00～16:20

■ 会 場 京都組 浄喜寺（〒824-0018 福岡県行橋市今井1802番地）

■ 講 師 とくだ やすゆき 徳田 靖之さん（弁護士）

弁護士。「らい予防法」国賠訴訟西日本弁護団共同代表、ハンセン病家族訴訟弁護団共同代表。ハンセン病市民学会共同代表、葉害エイズ九州訴訟共同代表。大学4年生の時に司法試験に合格。ハンセン病問題の解決に向けて取り組みの他にも、飯塚事件再審請求、伊方原発運転差し止め訴訟なども担当し、人権問題に関する分野では法曹の第一人者として広く知られている。大分県別府市生まれ。



■ 講 題 「菊池事件」再審実現への願いとこれからの課題

■ 参加費 1,000円

■ 対 象 どなたでもご参加いただけます。

■ 日 程 ※日程は変更になる場合がございます。

13:30 受付

14:00 開会

14:10 講演① (50分)

15:00 休憩 (10分)

15:10 講演② (30分)

15:40 休憩 (10分)

15:50 全体座談 (30分)

16:20 閉会

18:00 懇親会 (希望者・会費 5,000 円～6,000 円程度)

※講師を交えて行います。会場は行橋駅近郊を予定。

■ 申し込み 添付の参加申込書にて九州教務所までお申込みください。

■ 問合わせ 真宗大谷派 (東本願寺) 九州教務所 (担当: 甲斐・常本)

〒830-0038 福岡県久留米市西町 540 番地の 1

TEL: 0942-32-3056 / FAX: 0942-39-5077 / E-MAIL: kyushu@higashihonganji.or.jp

ハンセン病問題部会主催 学習会 (2026年6月3日)

参加申込書

組		所属寺	
氏名		連絡先	
懇親会	参加 不参加		いずれかに○をお付けください

申込締め切り 5月22日 (金)

郵便・メール・FAXにて九州教務所までお申込みください